

文化財指定調書
(岡崎市・西尾市共通)

1 種別、名称	無形民俗文化財 堤通手永御田扇祭り
2 行われる時期 および場所	<p>7月の日曜日</p> <p>岡崎市内及び西尾市内の20箇所</p> <p>岡崎市：中之郷町、上青野町、高橋町、上合歓木町、下合歓木町、安藤町、福桶町、下三ツ木町、上三ツ木町、下青野町、在家町、土井町、牧御堂町、法性寺町、宮地町、赤浜町</p> <p>西尾市：高落町、新村町、西浅井町、東浅井町</p> <p>※ただし、上合歓木町、下合歓木町は合歓木町内にある通称町であり、行政上の町ではない。</p>
3 所有者又は保持者の 住所及び氏名	堤通手永御田扇祭り保存会
4 概要	<p>御田扇祭り(堤通手永)は旧岡崎藩領の堤通手永の区域内(現岡崎市16箇所、西尾市4箇所)で行われ、五穀豊穰・町内安全・天下和順などを願い、毎年1年毎にマチからマチへと神輿を中心とした渡御行列により手永内を巡行する民俗行事である。</p> <p>御田扇祭りはその形態から岡崎藩の農民支配制度である手永制度との深い関わりが指摘されている。手永制度は正保2年(1645)に水野忠善が岡崎藩主に就任すると成立するとされ、寛文4年(1664)の時点で九手永に区分されている。水野家時代に御田扇祭りが行われたことを示す史料に宝暦年間(1751～1764)に作成された「諸色覚書 東矢作村」に東矢作村庄屋の記録があげられ、御田扇祭りの存在を示す史料上の下限となる。史料からは、旗・ほこ・ぼんてん・傘鉾・輿などを伴う巡行形態であり、田扇が手永間で送迎される形態であることが確認できる。</p> <p>後本多家時代(1769～1871年〔1601～1645年に藩主であった本多家を前本多家といい、区別する〕)には手永は六手永に</p>

区分され、御田扇祭りに関する大庄屋からの「順村触れ」の史料からは、手永内の村から村へ田扇を送迎することが確認でき、水野家時代にみる手永から手永への田扇の送受は見受けられない。このことから、後本多家時代には現在のような手永内で田扇を送受する形態となったとみられる。

堤通手永における後本多家時代の御田扇祭りについて、天保10年（1839）から慶応3年（1867）までの泊村の記録からは、大庄屋が中之郷の長嶋家に定着する頃、弘化2年（1845）以降は大庄屋の居村である中之郷村を出発点として「右廻り」と「左廻り」で手永内を一周し、一年毎に順村ルートが正反対になる。なお順村は数日で全村を廻り最終的に出発した中之郷に還御する。

御田扇祭りにおける岡崎藩の関与を示す事柄として、御田扇祭りの開始（出発）時期の指示が岡崎藩から出され（註1）、六手永で一斉に開始されている点があげられる。さらに、文化14年（1817）に伊勢神宮祓札の受取を大庄屋に命じる史料があり（註2）、天明元年（1781）に岡崎藩が伊勢御師の山本大夫と春木大夫の兩人に扶助し、家中扱いとしている事実を勘案し（註3）、御田扇祭りと伊勢信仰が藩主導の下に結びつけられたものと想定される。実際に額田手永の神輿の中から春木大夫銘の大麻が発見され、伊勢信仰と御田扇祭りの関わりを示す資料として注目される。

現在の堤通手永の御田扇祭りは、後本多家時代の順村を基本とし、手永内の20箇所で行われている。巡行は1年に1箇所移動する形態であり、後本多家時代の「左廻り」に相当する順で巡行するが、数日かけて全村を巡行する近世の形態からは変化が認められる。明治24年に旧藩主本多家から下賜された金5円を原資とし、以降現在まで引き継がれる『御田扇御神酒料積立簿』からは、明治24年当時すでに1年に1箇所移動する形態であることが確認でき、幕藩体制の崩壊と明治維新による混乱期に巡行の形態が変化したことが伺える。

巡行の内容は、先達、大麻、白杖、提灯1対、梵天1対、大幟、花傘1、大団扇1対、榊樽、唐櫃、御幣、神輿、大団扇1対、花傘2、小幟20本の順を基本に行列を組み、「送るマチ」

の神社から出発する。マチの規模により行列参加者数は変動する。「送るマチ」から出た行列は「受けるマチ」との地境にて「受け渡し式」を行う。受け渡し式にて先達と白杖が「受けるマチ」に交代し、「御田扇神宮品目録」「御田扇御神酒料積立簿」「賽銭箱」も受け渡される。再び出発した行列が「受けるマチ」の神社に到着すると、造り物を所定の位置に置き、引き継ぎ式を行う。引き継ぎ式で「御田扇神宮品目録」が読み上げられ目録を始め、「御田扇御神酒料積立簿」「賽銭箱」「造り物」が正式に引き継ぎが行われる。

現在の巡行で引き継がれる「造り物」は、「御田扇神宮品目録」(明治24年以降現在まで継続)に記載された、御神輿1組、御神輿台1、傘1対、御神幣1、梵天1対、提灯1対、榊樽1、榊台1、小幟20本、大幟1本である。傘については花傘を指すとされ、現状では3基確認され、目録の記載と異なる。また小幟は赤色で各町名が明記されるが、昭和40年に初めて登場した造り物で、以降本数を増やし、平成5年に現在と同じ20本に至る。その他、目録上の記載はないが、大団扇大小それぞれ1対(全4本)も渡御行列に登場する。近代以降、造り物の内容に変化が認められるが、先述の水野家時代の宝暦年間にみる、旗・ほこ・ぼんてん・傘鉾・輿などは現在の神輿、梵天、傘、提灯に相当するものとして捉えられ、近世にはすでに採用され、補修や新調を繰り返し現状に至るものと考えられる。特に、神輿については額田手永の文政元年(1818)制作の神輿と遜色ないものであり、近世にさかのぼる「造り物」として貴重である(平成25年修理)。また神輿内には現在、伊勢神宮外宮の豊受大神宮の御神札が納められているが、かつて額田手永や山方手永では扇が、川西手永では扇と鍬形が納められていたことが確認できる。

御田扇祭りは岡崎藩の農民支配制度の中で、虫送りや伊勢御師の廻壇配札行為と結びつき行われてきた民俗行事と考えられる。現状は近世の形態からの変化が認められるものの、祭りの根幹を否定するものではない。岡崎藩の施策と密接に関わる御田扇祭りの存在は歴史的にも重要であり、他に類をみない民俗行事である点も大きな特色であり、注目に値する。

<p>5 その他参考となる 事項</p>	<p>近世の文献史料では「御田扇様」で始まる「順村触れ」が多く確認できる。また祭りとしては「皇大神宮御田扇祭」と称される他、「(御)田扇祭(り)」「田扇習俗」等と表記されることもある。『新編岡崎市史』では「御田扇祭り」と表記されており、指定名称もこれに準拠する。</p>
<p>6 註</p>	<p>註1 永井家文書 小呂村の石原友右衛門から大庄屋の洞村永井利右衛門に、藩から先年のとおり祭礼を行うよう沙汰があったので、6月7日より開始する予定で村々に触れを出すように伝えたもの。</p> <p>註2 内田家文書 文化14年の「御用留」で、藩奉行所から大庄屋鈴木幸吉と孫右衛門に「勢州御祓」を渡すための出頭を命じ、田扇内に納める御札を御納戸で渡すため大庄屋両人と申し合わせ請取りに出向くことを六手永の大庄屋に伝えたもの。</p> <p>註3 中根家文書 天明元年の「岡崎・江戸御扶助様帳」で、伊勢御師の山本大夫と春木大夫の兩人に米40俵余を扶助し、家中扱いとしている。</p>



堤通手永御田扇祭り 渡御行列〔平成25年度 上青野町⇒高橋町〕



御神輿



御神輿台



神桶・神台



大幟1本



梵天 1対・高張提灯 1対



花傘 3基



小幟 20本



大団扇 大小1対



御田扇神宮品目録



御田扇御神酒料積立簿 ①



御田扇御神酒料積立簿 ②



賽銭箱